

船舶事故調査報告書

平成25年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成24年8月5日（日） 14時15分ごろ |
| 発生場所 | 滋賀県琵琶湖東岸沖 滋賀県彦根市所在の ^{あまつぼ} 雨壺山一等三角点から真方位333° 2,900m付近 (概位 北緯35° 16.8′ 東経136° 14.3′) |
| 事故調査の経過 | 平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 水上オートバイ ^{エム マックス} M・MAX、0.1トン 253-31889滋賀、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188kW、平成22年6月 B 水上オートバイ ^{りん くりゅう} 林虎琉、0.1トン 250-51487滋賀、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成17年6月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 23歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月16日 免許証交付日 平成22年7月16日 (平成27年7月15日まで有効) B 船長B 男性 29歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年10月2日 免許証交付日 平成23年10月21日 (平成25年10月1日まで有効) |
| 死傷者等 | A 重傷 1人（船長A） B なし |
| 損傷 | A 右舷中央部に割損 B 船首部に擦過傷 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aが1人で乗り組み、琵琶湖東岸の彦根市長曾根町沖 |

| | |
|---|---|
| | <p>を湖岸に沿って北東進していたところ、長曾根町沖に差し掛かった頃、船長Aが、左舷船首方に南西進中のB船を視認したので、B船と左舷を対して通過したとき、A船を停止しようとして左に旋回を始めた。</p> <p>船長Aは、左に3/4旋回して船首が南東方を向いた頃、B船の動向を確認せず、A船を停止するためにスロットルレバーを戻したところ、B船も左に旋回していたため、A船がB船の進路上で停止することとなり、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、遊走に出て帰って来ないA船を探すため、琵琶湖東岸の彦根市松原町の湖岸から出発し、湖岸に沿って時速約50kmの速度で南西進した。</p> <p>船長Bは、長曾根町沖に差し掛かった頃、左舷船首方に北東進中のA船を視認したので、反転してA船に接近しようとし、A船と左舷を対して約5m隔てて通過したとき、A船の動向を確認せずに減速しながら左に旋回を始めた。</p> <p>船長Bは、平成24年8月5日14時15分ごろ、B船が反転して船首が北東方を向き、時速約20kmの速度となったとき、長曾根町沖250m付近において、B船の船首部とA船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突によって胸部を負傷した船長AをB船に乗せて湖岸まで運び、救急車を手配した。</p> <p>船長Aは、救急車で病院に搬送され、胸部打撲、肋骨骨折、血気胸及び肺挫傷と診断された。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：湖上 平穏</p> |
| その他の事項 | <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用しており、アルコール類の摂取はしていなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、琵琶湖東岸沖において北東進中、船長Aが、B船と左舷を対して通過したのち、左に旋回してA船を停止する際、B船の動向を確認していなかったことから、左に旋回したB船の進路上で停止し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、琵琶湖東岸沖において南西進中、船長Bが、A船と左舷を対して通過したのち、左に旋回する際、A船の動向を確認していなかったことから、停止しようとしていたA船に向けて航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、琵琶湖東岸沖において、A船が北東進中、B船が南西進</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>中、両船が互いに左舷を対して通過したのち、船長Aが、左に旋回して停止する際、B船の動向を確認せず、また、船長Bが、左に旋回する際、A船の動向を確認していなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイで旋回する際は、旋回する側の状況を確認するとともに、他船と安全な距離を保って航行すること。 |